

その人らしい暮らしとともに

訪問看護
ステーション



ふわりむ



医療法人聖祥会 訪問看護ステーション ふわりむ

私たちは、利用者のご家族の心に寄り添い、
笑顔と安心あふれる在宅生活を支えます

〒892-0871 鹿児島市吉野町5400-2

電話 **099-201-8870** fax **099-201-8871**

営業日 月曜から土曜（国民の祝日、12月29日～1月3日を除く）
午前9時から午後6時まで

※ 電話等により、24時間連絡が可能な体制をとっています



ホームページは
こちら

訪問看護を利用できる方

1. 療養をしている方で医師が必要と認めた方
2. 難病・重度障がい者（児）・がんなどで看護サービスが必要な方
3. 介護保険で要支援・要介護の認定を受けた方

訪問看護でできること

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1. 病状・障害の観察 | 6. ターミナルケア |
| 2. 清拭・洗髪等による清潔の保持 | 7. 認知症患者の看護の指導 |
| 3. 食事および排泄等、日常生活の世話 | 8. 療養生活や介護方法の指導 |
| 4. 褥瘡の予防・処置 | 9. カテーテルの管理 |
| 5. リハビリテーション | 10. その他医師の指示による医療処置 |



訪問看護のリハビリテーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士によっておこなわれるリハビリのことで、主治医が必要であると判断し、指示書を出した場合に提供することが可能です。

理学療法士・・・立ち上がり動作や歩行、段差昇降など基本的な動作
筋力トレーニングやストレッチ、歩行訓練を実施

作業療法士・・・食事・トイレ・入浴など生活に必要な動作のリハビリを提供
認知機能や精神疾患へのサポート

言語聴覚士・・・失語症や構音障害、嚥下障害等を有する方のリハビリ
コミュニケーション能力に影響を及ぼす障害等を評価
適切な食事形態への助言

介護保険・医療保険でご利用いただけます

介護保険・・・40歳以上の方で市に要介護（要支援）の申請をして、認定後、ケアマネージャー等と相談しケアプラン作成が必要

40歳～64歳（2号被保険者）※特定疾患が原因で介護が必要となった方
65歳以上（1号被保険者）※原因を問わず給付対象

医療保険・・・かかりつけ医にご相談ください（年齢に関係なく利用できます）

医師の発行した「訪問看護指示書」により必要なサービスを提供します

医療保険には介護保険のような支給限度額がありません

医療保険と介護保険の訪問看護サービスを同時に受けることはできません

●要介護（要支援）認定者のうち以下の場合

①がん末期 ②厚生労働省が定める疾病である

③「特別訪問看護指示書」期間である

●65歳以上で要支援・要介護に該当しない方（非該当者）

●40歳から64歳で特定疾病以外の方

●40歳未満の医療保険加入者とその家族（病的な妊産婦や乳幼児など含む）

自費の訪問看護は、要介護度や症状の程度、病気の種類、年齢を問わず全ての方がご利用可能です